



2023. 04

季刊情報誌

# NEWSLETTER

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

# 目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

## 03 業界観察

- 2022年における中国特許・商標登録件数の統計
- 中国商標法改正草案の解釈
- 中国国家知識産権局は『知的財産権政務サービス業務取扱ガイドライン』を公開
- 中国国家知識産権局は特許権譲渡、特許実施許諾契約書テンプレート及び締結ガイドについて公開的に意見を募集

## 10 サービスソリューション

- 結晶構造に関する化学材料分野の特許出願の進歩性答弁テクニック

## 14 実務動向

- 中国国家知識産権局に提出された証明書類は原本が必要であるか

## 15 当社ニュース

- 国際商標協会 (INTA) 2023 年年次総会がシンガポールで開催
- 泛華偉業創立20周年シリーズインタビュー (初篇) | 創設者王鳳華先生

## 2022年における中国特許・商標登録件数の統計

2023年1月、中国国家知識産権局は2022年における中国特許・商標登録件数の統計データを公表した。

2022年の特許登録件数

	特許	実用新案	意匠
合計	798,347	2,804,155	720,907
内国出願人	695,591	2,796,049	709,563
外国出願人	102,756	8,106	11,344

2022年12月までの有効な特許の累計登録件数

	特許	実用新案	意匠
合計	4,212,188	10,835,261	2,831,512
内国出願人	3,551,453	10,781,169	2,708,070
外国出願人	860,735	54,092	123,442

2022年のPCT国際特許出願件数

合計	74,452
内国出願人	69,115
外国出願人	5,337

2022年の商標登録件数

	商標登録	2022年12月までの有効な登録商標の累計
合計	6,177,170	42,671,911
内国出願人	6,001,698	40,642,099
外国出願人	175,472	2,029,812

情報元：中国国家知識産権局

## 中国商標法改正草案の解釈

2023年1月13日に、中国国家知識産権局（以下、「国知局」と略称）は、『商標法改正草案（意見募集稿）』（以下、「意見募集稿」と略称）を公表し、5回目の『商標法』修正プロジェクトを開始した。現行の計73条の『商標法』に比べ、意見募集稿は、計101条に拡充され、そのうち、23条が全に新しい追加条項であり、元の条項から新しい条項が6条分離され、実質的に54条が修正され、27条が修正されていないかまたは基本的に修正されていない。

新しい商標法は、「必要に応じて出願し、適正な数を保持し、使用を重視し、遊休商標を取り除く」という商標登録及び使用秩序の確立を図り、意見募集稿では、商標権の授与と確認のための手続きおよび実体の両方について大きな調整がなされ、修正内容には、商標登録の制限条件の調整、驰名商标の関連規定の調整、商標の審査及び権利の授与と確認並びに紛争処理手続きの簡素化と最適化、商標代理監督の強化、商標



使用義務の強化、商標権利の違法行使の制止等が含まれている。

以下は、意見募集稿において大きく変更されたと考えられるいくつかの重要な条項に対する簡単な解釈である。

意見募集稿	簡単な解釈
<p><b>第十四条【登録要件】</b></p> <p>登録出願に係る商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、公序良俗に違反してはならず、かつ他人の先に取得した合法的権利又は権益と抵触してはならない。別途の規定がある場合を除き、同一の出願人は、同一の商品又は役務について、一つの同一商標のみを登録しなければならない。</p>	<p>登録要件を制限することにより、出願人が商標を登録した後、原則としては、重複して登録することはできないことを強調する。</p> <p>この規定は、3年に1回新規登録を提出することで不使用による取り消しを回避するような出願人に対応して、重大な影響を与える。</p>
<p><b>第十六条【顕著な特徴】</b></p> <p>次に掲げる標章は、商標として登録することができない。</p> <p>(一) 商品の通用名称、図形、規格、技術用語にすぎないもの。</p> <p>(二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接的に表したにすぎないもの。</p> <p>(三) その他の顕著な特徴に欠けるもの。</p> <p>前項第二号及び第三号に掲げる標章が、使用により顕著な特徴を獲得し、かつ容易に識別可能なものとなったときは、商標として登録することができる。</p>	<p>商標出願としての商品の一般名称、図形、規格及び技術用語は、使用によって顕著性を得ることができないため、登録を絶対的に禁止すると明確にした。</p> <p>この規定により、出願人は商標を選択する際に慎重になる必要があり、広まりやすいが天然的に顕著性に欠ける標識を放棄しなければならない。</p>
<p><b>第二十一条【重複登録の禁止】</b></p> <p>登録出願に係る商標は、出願人が同一の商品で先に出願し、既に登録されているもの、又は出願日前の1年以内に公告抹消、取消、無効宣告された先行商標と同一のものであってはならない。ただし、以下の場合又は出願人が元の登録商標の抹消に同意した場合を除く。</p> <p>(一) 生産経営上の必要性に応じて、実際に使用されている先行商標を基に微細な改善を行った場合であって、出願人が区別を説明することができるとき</p>	<p>登録商標の「一標一権」の原則を強調し、同時に重複登録禁止の例外の場合を規定している。</p> <p>この規定は、出願人が一般的に使用している2つの戦略的な商標保護行為、即ち中継出願及び代替出願に直接影響を及ぼす外、同時に、登録者が登録商標の使用と維持に注意を払うように促すことにもなる。</p>

(二) 出願人の責めに帰することができない事由により先行商標が更新できなかった場合

(三) 商標使用説明書が適時に提出されなかったことで先行登録商標が抹消されたが、当該先行商標が実際に使用されていた場合

(四) 出願人の責めに帰することができない事由により、先行商標が3年不使用取消手続において使用証拠を提供できなかったために取り消されたが、当該先行商標が実際に使用されていた場合

(五) 先行商標が他人の先行権利又は権益と衝突することで無効宣告されたが、当該先行権利又は権益が既に存在しなくなった場合

(六) 商標登録を繰り返し又は新たに出願する他の正当な理由がある場合

## 第二十二條【悪意の商標登録出願】

出願人は、以下に掲げる悪意の商標登録出願をしてはならない。

(一) 使用を目的とせず、大量に商標登録出願をし、商標登録秩序を乱すこと

(二) 欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願をすること

(三) 国益、社会公共利益を損なう、又はその他の重大な悪影響を及ぼす商標を登録出願すること

(四) この法律の第十八条、第十九条、第二十三条の規定に違反して、故意に他人の合法的権利又は権益を害し、又は不正な利益を図ること

(五) その他の悪意の商標登録出願行為

悪意の商標登録出願を明確にした。

この規定における「大量」及び「商標登録の秩序を乱す」の判断基準により、将来出願人が防衛的に行う登録に対しての合法性の境界線が決まる。出願人は、出願の数を適切に管理し、登録を出願した商標を重要度に応じてランク付け、ランクに応じて出願商標の種別を決める必要がある。

## 第四十五条【相対的理由による無効宣告及び商標移転】

既に登録された商標が、この法律の第十八条、第十九条、第二十条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条の規定に違反した場合、先行権利者又は利害関係者は、商標の登録日から5年以内に、国务院の知的財産権行政部門に当該登録商標の無効宣告請求をすることができる。この法律の

他人により駆抜け登録された馳名商標と、先に使用されている未登録商標と、代理人、代表者又は特定の関係者により駆抜け登録された商標について、先行権利者は、無効宣告を提出することに加え、「移転を要求する」という選択肢が追加された。

第十八条、第十九条の規定に違反し、又はこの法律の第二十三条の規定に違反して他人が既に使用し、一定の影響力を有する商標を不正な手段で抜け駆け登録した場合、先行権利者は当該登録商標の自身の名義への移転を請求することができる。悪意による登録であるときは、馳名商標の所有者は、5年間の期間制限を受けない。

国务院の知的財産権行政部門は、登録商標の無効宣告請求又は登録商標の移転の請求を受領した後に、書面で関係当事者に通知し、期間を定めて答弁書を提出させなければならない。国务院の知的財産権行政部門は、請求を受領した日から12ヶ月以内に登録商標の維持、又は登録商標の移転又は登録商標の無効を宣告する裁定を下し、書面で当事者に通知しなければならない。特別な事情があり、延長することが必要なときは、許可を得て、6ヶ月間延長することができる。当事者が国务院の知的財産権行政部門の裁定に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、商標裁定手続の相手方当事者に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。

## 第四十九条【登録商標の取消し】

以下のいずれかの状況に該当する場合、いかなる自然人、法人又は非法人組織も、国务院の知的財産権行政部門に対して、当該登録商標の取消請求をすることができる。ただし、商標登録者の合法的權益を損なったり、商標登録秩序を乱したりしてはならない。

- (一) 登録商標が使用を許可された商品の一般名称となった場合
- (二) 登録商標が正当な理由なく継続して3年間使用されなかった場合
- (三) 登録商標の使用により、関連公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を与える場合
- (四) 団体商標、証明商標の登録者がこの法律の第六十三条の規定に違反しており、

この規定は、不要な重複出願を減らすのに役立つ、同一又は非常に類似している商標のより早い出願を促すことになる。

商標を取り消すことが出来る理由を新たに追加した。この条項における取消は、いずれも「使用不当」による取り消しである。

この規定によれば、登録者が登録商標を使用する際に、登録の図案を、査定された商品／サービスの範囲内で使用し、権利行使の範囲を拡大してはならない。

情状が特に重大だった場合

(五)登録商標の使用又は登録商標専用権の行使により、公共利益が深刻に害され、重大な悪影響を及ぼした場合 登録商標が前項第四号、第五号の状況に該当する場合、国務院の知的財産権行政部門は当該登録商標を職権により取り消すことができる。国務院の知的財産権行政部門は、取消請求を受領した日から9ヶ月以内に決定をしなければならない。特別な事情があり、延長することが必要な場合、許可を得て、3ヶ月間延長することができる。

この規定は、不要な重複出願を減らすのに役立ち、同一又は非常に類似している商標のより早い出願を促すことになる。

## 第六十一条【商標の使用状況の説明】

商標登録者は、商標登録が許可された日から5年ごとの12ヶ月以内に、国務院の知的財産権行政部門に対して指定商品における当該商標の使用状況又は不使用の正当な理由を説明しなければならない。商標登録者は上記期限内の複数の商標の使用状況についてまとめて説明することができる。

商標の使用状況の説明に関する規定を新たに追加した。

この規定により、商標権者の商標管理コストがある程度増加するが、登録商標の使用の促進に対し積極的な作用がある。

期間が満了しても説明をしていない場合、国務院の知的財産権行政部門から商標登録者に通知する。商標登録者が通知を受領した日から6ヶ月以内に依然として説明をしない場合、当該登録商標を放棄したものとみなし、国務院の知的財産権行政部門は、当該登録商標を抹消する。

国務院の知的財産権行政部門は、説明の真実性に対してランダムな抜き打ち検査を行い、必要に応じて商標登録者に関連証拠の補足を要求したり、地方の知的財産権管理部門に裏付けを依頼したりすることができる。抜き打ち検査を経て説明が真実でないことが判明した場合、国務院の知的財産権行政部門は、当該登録商標を取り消す。

## 第六十四条【登録商標の無許可変更の法的責任】

商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更した時

登録商標を規範的に使用しないことに対する罰則を新たに追加した。

は、商標法執行を担当する部門は、期間を定めて是正するよう命じ、10万元以下の罰金を科すことができる。当該期間を満了しても是正されないときは、国务院の知的財産権行政部門は当該登録商標を取り消す。

商標登録者が前項の規定に違反し、他人の登録商標専用権を侵害した場合、この法律の第七十四条二項、第八十五条第一項の規定により処理する。

## 第六十七条【悪意による商標登録出願の処罰】

出願人がこの法律の第二十二条の規定に違反し、悪意をもって商標登録を出願した場合、商標法執行を担当する部門は警告を与えるか又は5万元以下の罰金を科す。情状が重大な場合は、5万元以上25万元以下の罰金を科すことができる。違法所得がある場合は、没収しなければならない。

## 第八十三条【悪意による駆抜け登録の民事賠償】

この法律の第二十二条第四項の規定に違反し、悪意をもって商標登録を出願して他人に損失を与えた場合、当該他人は人民法院に提訴し、損害賠償を請求することができる。賠償額には、少なくとも悪意による商標登録行為を阻止するために当該他人が支払った合理的な支出が含まなければならない。

この法律の第二十二条第三項の規定に違反し、悪意をもって商標登録を出願<sup>32</sup>して国益、社会公共利益を損なった場合又は重大な悪影響を及ぼした場合、検察機関は法に基づいて悪意のある商標登録出願行為を人民法院に提訴する。

この規定によれば、登録者、は登録した標識を、査定された商品／サービスの範囲内で使用いなければならない。

悪意登録出願人に対する行政処罰を修正し、罰金の上限を25万に引き上げた。

この規定より、悪意登録出願人をより効果的に抑止することが期待される。

悪意駆抜け登録により、他人に損失が生じた場合、民事賠償責任を負うべきであると規定した。

この規定は、商標権者に、重要な法的手段を提供し、中国における悪意駆抜け商標登録を抑制することが期待される。

情報元：中国国家知識産権局



## 中国国家知識産権局は『知的財産権政務サービス業務取扱ガイドライン』を公開

中国国家知識産権局は、2023年3月3日に、『知的財産権政務サービス業務取扱ガイドライン』を公開し、政務サービスの標準化・規範化・利便化を加速させるという国務院の業務要求を実行に移し、政務サービスの無差別受理や同じ基準での取り扱いを推進し、便利、迅速、公平かつ普遍的、良質で効率的な政務サービスの提供を目指した。

情報元：中国国家知識産権局

## 中国国家知識産権局は特許権譲渡、特許実施許諾契約書テンプレート及び締結ガイドについて公開的に意見を募集

『「第14次5カ年計画」における国家知的財産権の保護及び運用計画』の配備要求の徹底的に実行し、より規範的で、利便性のあるサービスを提供し、法的リスクを防止するように当事者を指導し、合法的な権益を保護し、特許から実施への転換をよりよく促進するために、中国国家知識産権局は、現行の特許権譲渡契約書、特許実施許諾契約書テンプレート及び該当する締結ガイドを改訂して、『特許権譲渡契約書テンプレート及び締結ガイド（意見募集稿）』及び『特許実施許諾契約書テンプレート及び締結ガイド（意見募集稿）』を作成し、2022年12月30日に、社会に向け公開的に意見を募集した。今後、さらに修正を補完してから公開す

ることで、当事者が参考、使用することができるようになる。

情報元：中国国家知識産権局

## 結晶構造に関する化学材料分野の特許出願の進歩性答弁テクニック

特許弁理士 劉想

化学材料分野において、結晶形特許は、ますます注目されている。特に医薬分野において、結晶形特許の重要性がより顕著になっている。これは、新薬の開発に多大な財力及び時間がかかることが多いが、結晶形特許により特許保護期間及び薬品の市場流通期間を延長することができるからである。先発化合物特許が期限切れになっても、結晶形特許は期限切れになっていないことがあり、その場合、ジェネリック医薬品会社は、同じ結晶形を複製することができない。このように、結晶形特許により、先発医薬品会社は、より多くの商業的利益を作ることができる。

近年、結晶形特許出願の特許権利化過程において遭遇する大きいチャレンジは、進歩性の問題である。筆者の実践経験によれば、結晶形特許出願に対して、進歩性答弁の成功の肝は、既知の化合物の新結晶形が予想外の技術的効果を取得したことを証明することにある。ある化合物には結晶形態が存在しているか否か、いくつの結晶形態が存在しているか、及びどのような結晶形態が存在しているかに対する予期せぬことは、進歩性審査における非自明性に相当しない。進歩性評価において考慮され得る予想外の技術的効果は、出願書類に明確に記載されているべき以外、相応の実験データにより実証された技術的効果であるべきである。

本文章は、筆者がこのような特許出願実践

において成功に特許権利化した事案と照れ合わせながら、結晶形特許出願過程において進歩性問題に対する答弁テクニックを検討する。

事案1(出願番号が201711075793.3の中国特許出願)

本願の請求項1は、イラプラゾールマグネシウム塩の結晶形Aを特許請求している。具体的に、前記イラプラゾールマグネシウム塩の結晶形Aは、Cu-K $\alpha$ 放射を使用し、2 $\theta$ 角度で表される粉末X線回折スペクトルは、4.795、12.295、12.710、14.684、15.887に特徴吸収ピークを有する。

一回目の拒絶理由通知書において、審査官は、引例1(WO2011071314A2)にはイラプラゾールマグネシウム塩四水和物が開示されており、且つ該イラプラゾールマグネシウム塩四水和物結晶のTGA、DSC及びXRD粉末回折を測定していないため、本願と比較することができず、故に、既存の証拠に基づいて、本願のイラプラゾールマグネシウム塩の結晶形Aが引例1におけるイラプラゾールマグネシウム塩四水和物とは異なることを証明することができないと指摘し、これによって、請求項1が新規性を有していないと推定した。同時に、審査官は、更に、引例1にはイラプラゾールマグネシウム塩四水和物の品質に関する性質が開示されていないため、本願が引例1に対して予想外の技術的効果を有することを証明できる証拠がないと指摘した。

一回目の拒絶理由通知書、二回目の拒絶理由通知書への応答過程及び審判請求において、出願人は、相次いで請求項1におけ

るイラプラゾールマグネシウム塩の結晶形AのXRD全スペクトル及びその製造方法を更に限定し、引例1のイラプラゾールマグネシウム塩四水和物のXRDパターンを補充することにより、本発明のイラプラゾールマグネシウム塩の結晶形Aと引例1のイラプラゾールマグネシウム塩四水和物との結晶構造での違いを証明した。同時に、出願人は、純度に関して本発明によって取得された予想外の技術的効果を更に陳述した。

しかし、審査官と合議体は、出願人の上記応答及び補正を認めなかった。審査官は、まず、薬物結晶について、薬物結晶の優位性が、普段は安定性又はバイオアベイラビリティなどの面に反映されており、結晶純度の向上は一般的には予想外の技術的効果に属さず、次に、XRDスペクトルは結晶内部構造を特徴付ける方法であり、一般的には結晶純度を特徴付けることができないため、XRDのみに基づいて、引例1における結晶純度又は結晶度が低いとは言えない、と指摘した。合議体は、(i)引例1には、実施例14のイラプラゾールマグネシウム塩四水和物の結晶形の化学純度、耐熱・耐高温安定性及び流動性効果データが開示されておらず、審判請求者により本願が引例1と比べて化学純度、耐熱・耐高温安定性及び流動性においてより高い技術的効果を有することが証明されていない場合、本願の請求項1の発明が引例1に対して際立った実質的特徴と顕著な進歩を有すると認めることができない；(ii)請求項1の製品請求項を評価する時、その方法特徴が製品自体に対して限定作用を奏することを証明できる証拠がまだなく、方法特徴が、製品請求項に対し限定、

作用を構成していないと指摘した。そのため方法特徴の違いは製品請求項自体に進歩性をもたらすことができないと指摘した。

これについて、請求者は、審判通知書への応答時に、本発明のイラプラゾールマグネシウム塩の結晶形Aと引例1のイラプラゾールマグネシウム塩四水和物との流動性、安定性及び純度の面での比較実験を重点的に補充することにより、本発明のイラプラゾールマグネシウム塩の結晶形Aが引例1のイラプラゾールマグネシウム塩四水和物に対して予想外の技術的効果を取得したことを証明した。

上記の観点は、合議体に認められ、中国国家知識産権局による本願への拒絶査定が取り消され、本願は最終的に特許権利化に成功した。

上記事案により、今後、このような案件を処理するための経験を以下にまとめる。(1)XRDパターンを補充するだけでは本発明の材料の結晶構造が従来技術に開示された材料の結晶構造と異なることを証明するために十分ではなく、従来技術に開示された材料の結晶構造に対して本発明の材料の結晶構造がもたらす予想外の技術的効果を更に証明する必要がある。(2)最も近い従来技術に対して本発明がもたらす技術的効果を証明するとき、本技術分野の周知の側面から証明する必要があり、例えば、薬物結晶形の技術的効果は、普段は安定性又はバイオアベイラビリティの側面に反映されていて、当然ながら、これらの技術的効果は、出願書類で言及されたものでなければならない。(3)出願書類の作成段階で、出願書類にて当該結晶の特徴と既知の結晶との相違点をでき

るだけ正確に特徴付けて詳細に開示すべきであり、単一の技術的効果のみを記載するのではなく、様々な技術的効果を記載するようすべきある。参照可能な技術的効果としては、溶解性、溶出度、溶出速度、吸湿性、安定性、流動性、純度、バイオアベイラビリティ等がある。複数の技術的効果を記載すると、後期に複数の技術的効果の同時向上を主張する余地があり、進歩性が認められる確率が単一の技術的効果の場合よりも高まる。同時に、より多くの技術的効果を記載することで、後続の実験データの補充のためにより多くの可能性を確保することができる。従って、実際のパラメータデータを多く記載することによって、後続の段階でより多くの次元から実験データを補充し、進歩性を証明することが可能となる。

事案2(出願番号202011548589.0の中国特許出願)

本願は、化学式 $A_{1-x}A'_x B_{1-y}B'_y$ (式中、Aは、プロトン化のアマンタジンであり、Bは、ホルメートイオンであり、A'は、…、プロトン化のアマンタジン及び…から選択される一種又は複数種であり、B'は、…、次亜リン酸イオン、酢酸イオン及び…から選択される一種又は複数種であり、 $0 \leq x \leq 0.3$ 、 $0 \leq y \leq 0.3$ )を有する全有機焦電材料を特許請求している。

一回目の拒絶理由通知書において、審査官は、引例1(CN103588648A)には、アマンタジンギ酸塩が開示されており、該アマンタジンギ酸塩が、請求項1における $A_{1-x}A'_x B_{1-y}B'_y$ の範囲(即ち、Aは、プロトン化のアマンタジンであり、Bはホルメートイオンであり、 $x=0$ 、 $y=0$ )内に収まり、両者の発明が同じであり、同じ技術分野に適用し、同

じ技術的課題を解決し、同じ技術的効果を実現することができるため、請求項1が新規性を有していないと指摘した。

一回目の拒絶理由通知書、二回目の拒絶理由通知書への応答過程において、出願人は、相次いで請求項1における全有機焦電材料の空間群及び格子定数を更に限定することにより、材料の結晶構造を更に限定した。本発明の全有機焦電材料の結晶構造が引例1に開示された材料とは異なることを証明するために、本発明の出願人は、引例1の材料の結晶構造の特徴づけを提供せず、両者の材料の製造方法(例えば結晶化温度)の違い及び材料の示す物理化学的性質の側面から、引例1のアマンタジンギ酸塩が確かに本発明の結晶構造を有しないことを証明した。具体的に、出願人は、実験データを補充提出して本発明のアマンタジンギ酸塩の昇華温度を示した。本発明の実施例1のアマンタジンギ酸塩の常圧での昇華温度は、 $140^{\circ}\text{C}$ であり、融点を有しない。つまり、本発明のアマンタジンギ酸塩は、直接昇華するものであり、融解の過程がない。これに対し、引例1のアダマンタンアミンホルメートの融点は、 $238^{\circ}\text{C}$ である。このことから、本発明のアマンタジンギ酸塩は、物理的性質が引例1のアマンタジンギ酸塩とは全く異なることが分かる。そのため、当業者は、引例1のアマンタジンギ酸塩が本発明の結晶構造を有しないと合理的に推定できる。引例1の材料に対して本発明の全有機焦電材料がもたらす技術的効果を説明するために、出願人は、「本技術分野に周知のように、構造は性能に重要な影響を与える。また、本技術分野に周知のように、焦電性能は特に材料の構造特徴に依存する。当業者



は、引例の材料構造が本発明とは異なった場合、その性能も本発明に匹敵しないと合理的に推定できる」と陳述した。

上記の観点は、審査官に認められ、本願は最終的に特許権利化に成功した。

この案から分かるように、(1)出願人は、引例1の結晶構造の特徴付けデータを補充しにくい場合、本発明の材料の物理化学的性質を補充することにより、引例1に開示された当該物理化学的性質と比較し、本発明の材料の結晶構造が従来技術の結晶構造とは異なることを別側面から証明することができる；(2)本技術分野において、材料の性能は、特に材料の結晶構造(特に、材料の構造が変化すると、新たな性能をもたらすことができる)に依存することから、出願人が実験データを提供して引例の材料が本発明の材料の性能を備えないことを証明することができなかったとしても、本願の材料は、特許査定される機会があった。

以上により、結晶構造の特許出願の特許権利化には、結晶構造が従来技術と異なることを確保する以外、結晶構造の変化により予想外の技術的効果をもたらすことも確保する必要がある。

#### 著者プロフィール

劉想弁理士は2010年に山東師範大学化学工学と技術学科を卒業し、工学学士号を取得し、2014年に北京化学大学の化学工学と技術学科を卒業し、工学修士号を取得した。2018年に当社に入社し、主に化学工業、材料、有機化学、医薬分野における特許出願書類の作成、審査意見通知書への応答、拒絶査定不服審判、特許の分析と検索、及びコンサルティングなどの業務に従事している。

## 中国国家知識産権局に提出された証明書類は原本が必要であるか

特許出願が中国国家知識産権局の特許業務処理電子システムから提出された場合、例えば委任状、先の出願の副本、書誌事項変更証明書など、出願人が提出した様々な形式の書類は一般的には原本を必要とせず、スキャンしたファイルを提出するだけでよい。ただし、特殊な手続きにおいては、依然として国家知識産権局が原本提出を別途要求する状況があり、例えば特許無効宣告手続きにおいて双方の当事者が代理人に委任した場合、代理人が口頭審理に参加する時に委任状の原本を提示するように要求される可能性がある。

特に注意すべき点として、国家知識産権局は各種署名済み書類のスキャンしたファイルを受け入れるが、電子署名は受け取れない。当事者が個人又は外国実体である場合、当事者又は代表者が手書きでサインする必要があり、当事者が中国企業又は機構である場合、公印を捺印する必要があり、公印を使用する外国企業、例えば日本の企業の場合、公印を捺印してもよく、代理人がサインの形で書類に署名してもよい。

更に、特許実施許諾登録、質権契約書登記などを取り扱う外国企業又は個人の場合、依然として関連する契約書、双方当事者の身分証明書などの原本又は公証されたコピーを提供する必要がある。

## 国際商標協会 (INTA) 2023 年年次総会がシンガポールで開催

この度、当事務所のパートナー弁護士楊文泉、パートナー弁護士王博、および郭春曦弁護士らがシンガポールで開催される国際商標協会 (INTA) 2023 年年次総会に参加する運びとなりましたのでお知らせ致します。

会場にて皆様にお会いできることを楽しみにしております。ご面会いただける方は、予め下記のメールへご連絡いただければ幸いです。

mail@panawell.com& williamyang@panawell.com

## 泛華偉業創立20周年シリーズインタビュー(初篇)|創設者王鳳華先生

20年間の浮き沈みの中で風雨を問わず、泛華偉業は精進し続け、夢へ向かって進んできた。

時間とは目に見えないが、時間の力を目の当たりにすることはできる。

泛華偉業創立20周年を迎え、人物インタビューシリーズを特別企画した。

先輩や同僚の足跡をたどり、わが社の歴史や感動的な物語を振り返り、力と糧にしましょう。

### インタビューストーリー 第1号

会社の創設者である王鳳華先生を事務所にお招き



(会社創設者である王鳳華先生と高存秀先生)

王鳳華先生と高存秀先生は、2003年7月25日に北京泛華偉業知的財産権代理有限公司を立ち上げた共同創設者である。残念なことに、高存秀先生は2011年に病気で他界し、王鳳華先生は2014年に引退された。お二方は以前、中国科学院の特許管理部門の勤めで、長年の特許実務と豊富な管理経験を積み上げた。会社を設立した初年度に、300件以上の特許出願の実績を上げた。設立当初から、主に中国科学院研究所、北京大学、清華大学等の中国一流の科学研究機関及び科学研究プロジェクトの特許出願業務に携わって来た。

会社の創立20周年を機に、創設者の王鳳華先生を招待して、その起業の道のりを振り返ることができた。どのようなご縁で泛華偉業を創立したかについて話しながら、王先生はご自身の特許事業に対する熱意と抱負を語った。当初、中国科学院が組織編制を行った時期に、彼女らは自分たちの仕事で

引き続き科学院の事業に助力したいと望んでいた。組織編制による中国科学院からの事務所の分離により、中国科学院、清華大学、北京大学等一連の科学研究機関及び高等教育機関を含む特許出願の代理業務を再配分する必要があった。そこで、王鳳華先生と高存秀先生は躊躇せず泛華偉業事務所の設立に踏み切り、出願人に万全なサポートを提供し、高品質の知的財産権サービスを提供するために努めた。

王鳳華先生は、会社の命名から興味津々に語り始め、会社を創立する過程で多くの困難と課題に直面したと話した。困難とえば、2003年に創立された時は「SARS」の時期でもあり、突然のウィルス流行に直面して、実際には心細かったが、チーム一丸となって、お互いを支えて各自の仕事に専念し、クライアントの特許出願依頼を確実に進めた。手続き期限を遅らせないよう、会社の床に寝泊まりする人もいた。当時、仕事の効率を向上させるために、クライアントとやり取りしたあらゆるレターはすべて当日中に配達するようにしていた。これは、科学研究成果の転換を促進し、高価値の特許出願を支援するという国の決意の下、一人一人が肩を並べて協力し、チャレンジに立ち向かう泛華偉業の伝統の始まりであり、これこそが泛華偉業の最も強固な基盤である。

我々はクライアントの大小を問わず確実に高品質で効率的なサービスを提供することで、一室の質素な小さい事務所から、第2世代のパートナーチームを育て、北京中心部のビジネスエリアに移転し、成都、寧波、香港及び日本東京に支社を構えるまでに発展

したことを、王鳳華先生は非常に感心し喜んでくださった。

王鳳華先生は、また会社の将来に対する期待を語ってくれた。王先生は「泛華偉業がこの20年間に成し遂げた業績に誇りに思っており、私たちはまだ大きな可能性を秘めており、泛華偉業の勢いはまだまだ止まらない！これからもクライアントに優れた知的財産権サービスを提供し続け、より一層高みを目指して努力し続けて行くことと信じる。」と語った。

王先生は我々多くの人にとってロールモデルのような存在で、身をもって育成した代理人の方々が業界における各企業を支えるエージェントとなった。泛華偉業はこれからも、創設者によって築かれた強固な基盤を受け継ぎ、団結して偉大な事業に向かって奮闘していくであろう。新時代の知的財産権代理機構として、泛華偉業は今日も国家戦略の発展に準拠し、科学技術革新を支援し、イノベーションの主体にサービスを提供することに力を注いでいる。



北京泛華偉業知識産権代理有限公司  
地址：北京朝陽区朝陽門外大街16号  
中国人寿ビル10階1002-1005室  
電話：86-10-8525 3778  
FAX：86-10-8525 3671  
郵便番号：100020  
Email：mail@panawell.com



編集：王珍々、王嵐、徐舒  
訳審：王珍々、張玉静  
趙亜芝、金丹  
レイアウト：董 顺々